

◎佐賀県条例第40号

佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年佐賀県条例第50号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第2条第1項に規定する発行手数料及び同条例第3条第1項に規定する情報提供手数料であって、この条例の施行の日においてまだ納付されていないものについては、なお従前の例による。